申請日：**YYYY年MM月DD日**

キヤノン IT ソリューションズ株式会社　御中

SOC レポート提供に関する申請書 兼 秘密保持誓約書

（住　所）**XXXXX**
（会社名）**XXXXX**
（代表者）**XXXXX**　　印

当社は、貴社に対し、下記のうち、選択された SuperStream-NX Cloud に関する SOC レポート（以下「SOC レポート」といいます。）の提供を申請いたします。当社は、SOC レポートを下記の使用目的（以下「本目的」といいます。）以外に利用せず、本書裏面に記載の誓約事項（甲：キヤノン IT ソリューションズ株式会社、乙：当社）を遵守いたします。

記

レポート種別

☐ SOC1　TYPE1（基準日：2026 年 8 月 31 日）
☐ SOC2　TYPE1（基準日：2026 年 8 月 31 日）
☐ SOC1　TYPE2　※現在は発行できません（2026 年 9 月から同年 12 月を対象期間として発行予定）
☐ SOC2　TYPE2　※現在は発行できません（2026 年 9 月から同年 12 月を対象期間として発行予定）

使用目的

☐ 会計監査に使用
☐ 内部監査、システム監査に使用
☐ その他（　　）

以上

キヤノン IT ソリューションズ使用欄

クラウド責任者	営業責任者	営業担当

誓約事項

第1条 （機密情報）

１． 本誓約において、「機密情報」とは、本誓約締結の事実、本目的、及び本目的に関連して甲が乙に対して有形・無形その他方法の如何を問わず開示し又は乙が知り得た甲及び甲の取引先の営業上、技術上、経営上その他一切の情報をいう。

２． 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報に含まれないものとする。

(1) 開示され又は知得した時点で乙が既に適法に有している情報

(2) 開示され又は知得した時点で既に公知の情報、又は開示を受けた後に乙の責によらずして公知となった情報

第2条 （管理）

１． 乙は、機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

２． 乙は、機密情報を、本目的に従事する自ら又は自らの関連会社（関連会社とは、乙を直接的若しくは間接的に支配する法人、乙に直接的若しくは間接的に支配される法人、又は乙と共通の支配下にある法人をいう。なお、本条における「支配」とは、当該法人の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有していること、又は役員の選任権その他実質的に経営方針を決定する権限を有することをいう。以下同じ。）の役員若しくは従業員等にのみ使用及び利用させるものとする。

第3条 （非開示）

1. 乙は、機密情報を、甲の事前の書面承諾なく関連会社以外の第三者に開示、提供又は漏洩してはならないものとする。ただし、乙は、乙が依頼する弁護士、公認会計士（監査法人を含む。）その他法令により守秘義務が課されている者に対しては、甲の事前の書面承諾なく機密情報を開示することができるものとする。

2. 関連会社に機密情報を開示する場合、又は前項に基づき甲の事前の書面承諾を得た上で第三者に機密情報を開示する場合であっても、乙は、本誓約上の義務を免れるものではなく、当該第三者に対して、本誓約により自己が負う義務と同等の義務を遵守させるとともに、当該第三者の行為及びその結果について責任を負うものとする。

3. 第１項の定めにかかわらず、乙は、裁判所又は行政機関等から法令に基づき機密情報の開示を要求された場合、①甲に対して、開示先、開示の要求を受けた内容、及び開示要求の根拠となる法令を速やかに書面で通知し、②機密情報のうち、適法に開示を要求された部分についてのみ開示し、かつ③開示する機密情報に“機密”である旨を明示し、複製の禁止を求める等、機密としての保護を受けられるよう最善の努力を尽くすことを条件として、機密情報を当該裁判所又は行政機関等に再開示することができるものとする。

第4条 （目的外使用の禁止）

乙は、機密情報を、本目的以外の目的に使用又は利用してはならないものとする。

第5条 （複製等の禁止）

１． 乙は、本目的以外の目的に、機密情報を複製又は複写してはならない。なお、機密情報を複製又は複写したものも本誓約に基づき機密情報として取扱うものとする。

２． 乙は、甲の事前の書面承諾なく、機密情報を加工、改変、翻訳又は翻案等してはならないものとする。

第6条 （管理責任者）

乙は、乙の社内において機密情報の管理責任者を定め、甲が要請した場合には、別途書面にて甲に通知するものとする。乙は、当該管理責任者をして自らが本誓約の定めを遵守するために必要な措置を講じるものとする。なお、乙は、甲が要請した場合には、当該措置を講じたことを証する書面を甲に提出するものとする。

第7条 （管理状況の報告及び監査）

乙は、甲から合理的な理由を示して要請があった場合には、機密情報の管理状況について書面により報告するものとする。

第8条 （問題発生時の対応）

1. 乙は、機密情報の紛失、盗難、漏洩、押収などの問題（以下「事故等」という。）が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合、直ちに甲に報告しなければならない。

2. 乙は、事故等が発生した場合、甲の指示に従って、当該事故等による損害を軽減するために必要な措置を講ずるものとする。

第9条 （返却又は廃棄）

乙は、本誓約が終了した場合、又は甲から要請があった場合、直ちに甲に対して、機密情報を返却するか、又は甲が定める方法にて廃棄するものとする。乙は、機密情報を廃棄した場合は、甲に対して廃棄証明を提出するものとする。ただし、法令、乙の社内規定又は監査の記録として保存が必要な範囲については、この限りではない。この場合も、乙は本誓約に定める義務を負うものとする。

第10条 （否認）

１． 機密情報は、”現状有姿”の状態で提供されるものとし、甲は、明示的にも、黙示的にも、機密情報について、その正確性、完全性、商品性、特定の目的への適合性及び非侵害性を含むいかなる保証も一切行わないものとする。

２． 機密情報は、甲の裁量により開示されるものとし、甲は、機密情報を開示又は提供する義務を負わないものとする。

３． 甲は、本誓約に明示的に定められる場合を除き、機密情報について、本誓約に基づき何らの権利も乙に対して許諾、移転、譲渡等するものではないものとする。

４． 甲は、本誓約に基づく機密情報の開示により、甲乙間で取引を開始することを義務付けられるものではないものとする。

第11条 （損害賠償）

乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、当該損害を賠償する責を負うものとする。

第12条 （本誓約の有効期間等）

１． 本誓約は、表面記載の申請日から１年間、有効に存続するものとする。

２． 前項の定めにかかわらず第２条から第 11 条まで、及び第 15 条の定めは本誓約終了後も有効に存続するものとする。

第13条 （移転・譲渡の禁止）

乙は、甲の事前の書面同意がない限り、本誓約に定める自己の権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保として供してはならない。

第14条 （完全合意）

１． 本誓約の定めは、本誓約に含まれる対象事項に関する両当事者の合意の全てを網羅し、本誓約締結日までに甲乙間でなされた、口頭又は書面による合意等に優先して適用されるものとする。

２． 本誓約は、甲及び乙の正当な権限を有する者による書面合意によってのみ、変更されるものとする。

第15条 （準拠法及び合意管轄裁判所）

１． 本誓約は、日本法を準拠法とし、解釈される。

２． 本誓約に関して紛争等が生じた場合、甲及び乙は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、紛争等の処理解決を図るものとする。

第16条 （協議）

本誓約に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙は、両者誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

以上